実施大学　国立大学法人岡山大学

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1310003	1320013	1320016	1320023
1320032	1320034	1320041	1320055
1320057	1320058	1320068	1320077
1320095	1320102	1320109	1320115
1320121	1320131	1320134	1320136
1320139	1320147	1320160	1320162
1320174	1320187	1320229	1320230
1320231	1320232	1320233	1320238
1320253	1320268	1320274	1320281
1320289	1320293	1320295	1320321
1320346	1320367	1330002	1330004
1330006	1330008	1330010	1330012
1330013	1330019	1330020	1330022
1330027	1330028	1330029	1330030
1330035	1330038	1330041	

実施大学　国立大学法人熊本大学

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1420011	1420016	1420018	1420025
1420036	1420037	1420059	1420066
1420080	1420099	1420102	1420149
1430003	1430004	1430007	1430008

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項及び第169条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成22年12月24日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士、一等航空整備士（飛行機に限る。）、一等航空運航整備士（飛行機に限る。）及び航空工場整備士の資格に係る技能証明

二　航空工場整備士の資格に係る技能証明の限定の変更

三　運航管理者技能検定

四　事業用操縦士、自家用操縦士、航空通信士、一等航空整備士（回転翼航空機に限る。）、一等航空運航整備士（回転翼航空機に限る。）、二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明

五　二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明の限定の変更

六　事業用操縦士及び自家用操縦士の資格に係る技能証明の等級についての限定の変更であって、新たに受けようとする限定が曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機であるもの

七　計器飛行証明

八　操縦教育証明

九　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所

一　前項第四号から第八号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成23年３月21日（月）　千歳市、岩沼市又は仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、福岡市、宮崎市及び那覇市

二　前項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成23年３月22日（火）　東京都、大阪市及び那覇市

三　前項第九号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験　平成23年３月22日（火）　東京都及び大阪市

3　申請書の受付期間　平成23年２月４日（金）から平成23年２月10日（金）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先

一　千歳市、岩沼市又は仙台市、東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　名古屋市、大阪市、福岡市、宮崎市又は那覇市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成23年２月15日（火）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料

一　第１項第一号から第八号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第１項第九号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

二　事業用操縦士（法規）

三　自家用操縦士（法規）

四　一等航空整備士（法規、機体、タービン発動機、電子装備品等）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十二月二十一日（火）

○一般案件（抜粋）

一、文仁親王同妃両殿下のコスタリカ国御訪問について（了解）（宮内庁・外務省）

平成22年10月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	10　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	6,384	8,571	6,115
（対前年同月比）	（　4.4）	（　49.9）	（　―）
貿易収支	9,129	9,269	9,374
（対前年同月比）	（－2.6）	（　53.2）	（　586.2）
輸出	54,143	55,474	49,748
（対前年同月比）	（　8.8）	（　15.9）	（－24.4）
輸入	45,014	46,205	40,374
（対前年同月比）	（　11.5）	（　10.5）	（－37.4）
サービス収支	－2,745	－699	－3,259
所得収支	8,832	11,810	8,499
経常移転収支	－854	－782	－664
経常収支	14,362	19,598	13,950
（対前年同月比）	（　2.9）	（　24.3）	（　42.4）
投資収支	－4,160	－1,783	－2,159
直接投資	－8,492	－4,848	－7,203
証券投資	37,498	－34,411	66,065
（証券貸借取引を除く）	（－9,302）	（　5,117）	（　25,554）
金融派生商品	3,092	－2,089	1,811
その他投資	－36,257	39,565	－62,832
（証券貸借取引を除く）	（　10,545）	（　37）	（－22,891）
その他資本収支	－273	－692	－443
資本収支	－4,433	－2,475	－2,602
外貨準備増（－）減	－2,669	－21,187	－1,376
誤差脱漏	－7,259	4,065	－9,972

（備考）　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　資本収支及び外貨準備増減の（－）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。